

2009年1月22日
日 本 銀 行

「短期国債売買基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、「割引短期国債」および「政府短期証券」が「国庫短期証券」として統合発行されることに伴い、下記1. から8. までの諸規程を別紙1から8までのとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「短期国債売買基本要領」
(平成11年10月27日決定) ……別紙1
2. 「国債の条件付売買基本要領」
(平成14年9月18日決定) ……別紙2
3. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」
(平成16年4月9日決定) ……別紙3
4. 「短期国債売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」
(平成14年9月18日決定) ……別紙4
5. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却における売却対象先選定基本要領」
(平成16年4月9日決定) ……別紙5

6. 「手形売出における売出対象先選定基本要領」
(平成12年4月27日決定) ……別紙6

7. 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本
要領」
(平成20年9月18日決定) ……別紙7

8. 「適格担保取扱基本要領」
(平成12年10月13日決定) ……別紙8

以 上

<本件照会先>

企 画 局 坂 本 (03-3277-2800)
中尾根 (03-3277-3768)
金 融 市 場 局 千 田 (03-3277-1244)
福 田 (03-3277-1272)

「短期国債売買基本要領」中一部改正

○ 題名を「国庫短期証券売買基本要領」に改める。

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、短期国債国庫短期証券売買（割引短期国債および政府短期証券の売戻条件または買戻条件を付さない売買をいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 売買対象

国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。以下同じ。）
~~（以下「短期国債」という。）~~とする。

○ 5. から 7. まで中、「短期国債」を「国庫短期証券」に改める。

（附則）

この一部改正は、初回の国庫短期証券の発行日から実施する。

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、利付国債、および国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。以下同じ。）の売戻条件付買入または買戻条件付売却を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

- 4. を横線のとおり改める。

4. 売買対象

利付国債、割引短期国債および政府短期証券国庫短期証券（以下「売買国債」と総称する。）とする。

- 8. を横線のとおり改める。

8. 担保

- (1) }
{ 略（不変）
(3) }

(4) 担保の種類

担保の種類は、受入または差入の別に応じ、次のとおりとする。

イ. 受入の場合

利付国債、割引国債、~~割引短期国債~~および政府短期証券国庫短期証券（ロ.とあわせ、本要領において、「担保国債」と総称する。）
ならびに金銭（本要領において、「担保金」という。）とする。

ロ. 差入の場合

利付国債、割引国債、~~割引短期国債~~および政府短期証券国庫短期証券とする。

- (5) }
(6) } 略（不変）

(附則)

この一部改正は、初回の国庫短期証券の発行日から実施する。

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中一部改正

- 4. を横線のとおり改める。

4. 売却対象とする国債

本行が保有する利付国債、および国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。）のうち、本行が適当と認める銘柄とする。

（附則）

この一部改正は、初回の国庫短期証券の発行日から実施する。

「短期国債売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」中
一部改正

○ 題名を「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先
選定基本要領」に改める。

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節に関する事務手続の一層の明確化を図る趣
旨から、「短期国債国庫短期証券売買基本要領」（平成11年10月2
7日付政委第163号別紙1.）および「国債の条件付売買基本要領」
（平成14年9月18日付政委第109号別紙1.）に規定する売買対
象先の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 売買対象先の選定基準等

(1) }
(2) } 略（不変）

(3) (2) に掲げる要件を満たした先の数が、本行が短期国債国庫短期証
券売買および国債の条件付売買の円滑な実施のために適当と認める売買対
象先の数を上回る場合には、次に掲げる事項を勘案して売買対象先を選定
する。

イ、利付国債、および国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券）を

いう。以下、利付国債とあわせ「売買対象国債」という。)の流通市場
における取引高

ロ、
　　} 略（不変）
ハ、

ホ、既存の売買対象先については、本行の短期国債国庫短期証券売買および国債の条件付売買における落札実績

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 売買対象先の遵守事項等

(1) 売買対象先の公募に際しては、次に掲げる売買対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、本行の短期国債国庫短期証券売買および国債の条件付売買に積極的に応札すること

(以下略（不変）)

(附則)

この一部改正は、初回の国庫短期証券の発行日から実施する。

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却における売却対象先選定基本要領」中一部改正

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 売却対象先の選定基準等

売却対象先の選定に当っては、「国債売買における売買対象先選定基本要領」（平成11年3月25日付政委第43号別紙2.）または「短期国債国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」（平成14年9月18日付政委第109号別紙2.）に基づいて選定された売買対象先のうち、「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」に基づく国債の買戻条件付売却における売却対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 売却対象先の遵守事項等

(1) }
(2) } 略（不変）

(3) (2) に定める場合のほか、「国債売買における売買対象先選定基本要領」2. または「短期国債国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」2. に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、売却対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

この一部改正は、初回の国庫短期証券の発行日から実施する。

「手形売出における売出対象先選定基本要領」中一部改正

- 2. を横線のとおり改める。

2. 売出対象先の選定基準等

- (1) }
(2) } 略（不変）

(3) (2) に掲げる要件を満たした応募先の数が、本行が手形売出（売出基本要領に基づく手形の売出をいう。以下同じ。）の円滑な実施のために適当と認める売出対象先の数を上回る場合には、次に掲げる事項を勘案して売出対象先を選定する。

イ、略（不変）

ロ、手形売出により本行が売出した手形（以下「売出手形」という。）および短期国債国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。）の保有平均残高の合計

（附則）

この一部改正は、初回の国庫短期証券の発行日から実施する。

「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

- 2. を横線のとおり改める。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当っては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成18年4月11日付政委第31号別紙2.）に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（本店貸付）の貸付対象先、同要領に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）の貸付対象先のうち本行本店を貸付店とする先または「短期国債国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」（平成14年9月18日付政委第109号別紙2.）に基づいて選定された売買対象先で、かつ、米ドル資金供給オペレーションにかかる米ドルを本行との間で受渡しするために使用する口座としてニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する先（ニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する他の金融機関に受渡を委託する先を含む。）から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

- 3. を横線のとおり改める。

3. 対象先の遵守事項等

- (1) } 略（不変）
- (2) }

(3) (2) に定める場合のほか、2. に定める基準、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」2. に定める基準または「短期国債国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」2. に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

この一部改正は、初回の国庫短期証券の発行日から実施する。

「適格担保取扱基本要領」 中一部改正

- 4. を横線のとおり改める。

4. 担保の適格基準および適格性判定手続

- (1) }
(2) } 略（不変）

(3) 適格性判定手続

国債（割引短期国債を除く。）、政府短期証券国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。）、政府保証付債券、公募地方債、交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証書貸付債権、預金保険機構に対する政府保証付証書貸付債権および銀行等保有株式取得機構に対する政府保証付証書貸付債権以外の担保については、当座勘定取引の相手方である金融機関等（以下「取引先」という。）からの適格性判定依頼を受けて、本行がその適格性判断を行う。この場合、民間企業債務については、債務者である企業の信用力の判断は、「企業の信用判定基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙2.）に基づきこれを行う。

- 別表1を横線のとおり改める。

担保の種類および担保価格

1. 国債（変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに、物価連動国債ならびに割引短期国債を除く。）および国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。）

(1) }
 { } 略（不変）
 (6) }

1-2. }
 { } 略（不変）
 1-4. }

~~2. 政府短期証券~~ ~~時価の 99%~~

~~2.~~ }
 { } 略（不変）
~~1817.~~ }

（特則）

1. から ~~1211.~~ までに掲げるもののうち、パス・スルー債等、元本の分割償還が行われることがある債券

(1) }
 (2) } 略（不変）

○ 別表2を横線のとおり改める。

別表2

担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
国債（変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を含むみ、割引短期国債を除く）	普通国債であること（個人向け国債を除く。）、 <u>財政投融資特別会計国債または承継国債であること。</u>
<u>政府短期証券</u> <u>国庫短期証券</u> （割引短期国債および政府短期証券をいう）	総て適格とする。
政府保証付債券 地方債	略（不変）
）	
交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証書貸付債権 預金保険機構に対する政府保証付証書貸付債権 銀行等保有株式取得機構に対する政府保証付証書貸付債権	

(附則)

この一部改正は、初回の国庫短期証券の発行日から実施する。